

安全運転管理NEWS

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う事業所の対応について
 昨年11月10日に公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令第68号
 の施行日が間近に迫っています準備は済んでいますか？

安全運転管理者の業務要約（規則第9条の10）

令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から	令和4年10月1日から
(1) 運転者の適正等の把握	(1) 運転者の適正等の把握	(1) 運転者の適正等の把握
(2) 運行計画の作成	(2) 運行計画の作成	(2) 運行計画の作成
(3) 交替運転者の配置	(3) 交替運転者の配置	(3) 交替運転者の配置
(4) 異常気象時等の措置	(4) 異常気象時等の措置	(4) 異常気象時等の措置
(5) 点呼と日常点検	(5) 点呼と日常点検	(5) 点呼と日常点検
(6) 運転日誌の備付け	(6) 運転前後の目視等での酒気帯びの有無確認	(6) 目視等及びアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無確認
(7) 安全運転指導	(7) 酒気帯びの有無の確認結果を記録したものの1年間保管	(7) 酒気帯びの有無の確認結果を記録したものの1年間保管とアルコール検知器の常時有効性の確認
	(8) 運転日誌の備付け	(8) 運転日誌の備付け
	(9) 安全運転指導	(9) 安全運転指導

※ 改正により新たに安全運転管理者に義務化される業務として「酒気帯びの有無の確認結果を記録したものの1年間保管」があります。

令和4年4月1日から記録する必要のある事項（警察庁が通達で示している項目）は次のとおりです。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無（10月1日以降）
 - イ 対面でない場合は具体的方法
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他

※ 当協議会の会員事業所には、本年1月号の機関誌に同封しました「安全運転指導のための年間スケジュール帳」P20に通達で定められた項目に従った書式例（ダウンロード可能）を掲載してありますので確認してください。